

がんばれ！関川っ子

このたび、青少年育成関川村民会議（伝信男会長・大島）から、全国大会及び北信越大会に出場する選手に記念品が贈られました。
*敬称略

― 全国大会出場選手 ―

■軟式野球

- ▽船山 勝輝（勝蔵）
- ▽渡辺 海斗（下関）
- ▽川又 光流（鮎谷）
- （ともに関川中学校2年）
- ▽鳥屋 海

― 北信越大会出場選手 ―

■ラグビー

- ▽立野 大樹（上野）
 - ▽佐藤 朋典（安角）
 - ▽鈴木 智希（南中）
 - （ともに新発田高校2年）
- 3月9日から長野県飯田市で開催される「平成24年度全国ラグビー1新人選抜大会北信越大会」に出場

（関川中学校1年・上関）
3月16日から神奈川県平塚市で開催される「第14回全国中学生軟式野球大会」に出場

がんばれ！関川っ子 該当者の推薦について

村と青少年育成関川村民会議では、子どもたちのスポーツ活動や文化活動に対して優秀な成績（北信越大会以上に出場）を収めた方を対象に記念品を準備しています。

学校などに連絡をし、該当者の把握に努めていますが、該当漏れがある場合は、下記までご連絡願います。

【連絡先】

村民会館 TEL 64-2134



盛大に開催！30周年を迎えた ふる里会首都圏交流会

2月24日、今年で30周年を迎えた『いで湯の関川ふる里会首都圏交流会』が東京上野の「精養軒」を会場に開催され、約140人の会員の皆さんが参加しました。

交流会では、村内温泉旅館の宿泊券をかけた喜っ喜大会のほか、村の特産品や地酒が当たる大抽選会が行われ、参加者は大盛り上がり。また、ふる里会30年の歴史を振り返ろうと、スクリーンに当時の画像が映し出されると会場内からは懐かしむ声や笑い声が多く聞かれました。

交流会に参加した三瀧信道さん（神奈川県）は「関川村と個人的な縁があったわけではありませんが、先祖が関川村にゆかりがあり、父親と自分と親子2代でリレーしながら30年になりました。これからも会員みんなでふる里会を盛り上げていきたい」と話していました。



私たちができること、それは…

～自殺防止講演会～

2月23日、村民会館大ホールを会場に「自殺防止講演会」が開催されました。これは、NPO法人ホップステップげんき（平田ゆかり代表：下関）と村の共催で行われたもので、当日は村内外から約140人が参加。

講師を務めたのは、秋田県藤里町で「心といのちを考える会（自殺予防の会）」会長を務め、12年間にわたり自殺予防に取り組んでいる住職の袴田俊英さん。講演では「原因の一つに社会での孤立が考えられる。私たちが快適に過ごしたいという欲望から、不快な人を社会からはじき出す世の中を作ってしまった。これからは、どんな人をも思いやれる地域の再生のためにどう行動するかが大切」と訴え、また、講演を聞いた齋藤岩太さん（高瀬）は「難しい問題だと思うが、地域とのつながり、人とのつながりが大切だと改めて感じた」と話していました。

3月は引っ越しの時期です

各種手続きお忘れなく

3月と言えば、卒業・入学・就職などにより引っ越しされる方も多いと思います。引っ越しの際には、住所変更などの各種手続きや届出が必要になりますので、忘れないようお願いします。

住所変更などに伴う手続き

内 容	届け出の種類	届け出期間	届け出に必要なもの
村外から引っ越してきたとき	転入届	住み始めてから14日以内	①届出人の印鑑 ②国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証 ③国民年金手帳 ④転入届をされる方は、以前住んでいた市区町村から発行された転出証明書 ※転出届の際に転出証明書を交付します ⑤本人確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）
村内で住所が変わったとき	転居届		
村外へ引っ越すとき	転出届	あらかじめ転出前に	

住所変更の手続き
 住民福祉課住民福祉班
 ☎64-1471

転入や転出など住所変更をされる場合、それぞれ手続きが必要になります。
 住民基本台帳（住民票）は、選挙人名簿の登録、国民健康保険、国民年金の資格や給付、

印鑑登録など日常生活と密接な関係がありますので、該当する方は忘れずに手続きをしてください。
 なお、犯罪の未然防止のため、各種証明書の請求時など窓口で本人確認を行います。本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）を必ずお持ちください。

軽自動車等の届け出先

	車 種	届け出先等
役場でできる手続き	原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕車を含む)	税務会計課税務班 ☎64-1451 ※廃車手続きの際、標識と印鑑をお持ちください。標識を紛失された場合は、てん末書と手数料300円が必要です。
	役場でできない手続き	軽二輪車 (126cc~250cc) 二輪の 小型自動車 (251cc以上) 軽三輪車 軽四輪車

現在、軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

軽自動車等の手続き
 ※手続きは車種ごとに異なります

転入や転出をされる場合、それぞれ届け出が必要になります。（印鑑が必要です）

上・下水道の手続き
 建設環境課水道環境班
 ☎64-1479

転入の場合
 加入や休止解除の申請が必要な場合があります。

転出の場合
 休・廃止や名義変更などの申請が必要な場合があります。

廃車や譲渡される場合ももちろん、村外に転出される場合も届け出が必要になります。

※届け出を忘れると、毎年課税されることとなりますのでご注意ください。